平成２３年（フ）第１０２８号
埼玉県蕨市中央３丁目27番15号　メゾン・リラ103号
債務者　水　　昭芳
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
埼玉県草加市青柳８丁目３番10号　青柳住宅102号
債務者　大杉　春夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
埼玉県草加市青柳２丁目28番15号
債務者　高宮　信夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
埼玉県春日部市本田町２丁目244番地２　グレースマンション103号
債務者　橋本　勝子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
埼玉県草加市旭町３丁目３番１―209号
債務者　渡邉　淳一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
埼玉県越谷市東大沢１丁目32番地６　アルファネクスト106、旧住所埼玉県久喜市小右衛門640番地83
債務者　植竹　和男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
埼玉県行田市栄町16番37号
債務者　田代　　透
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８７４号
大阪市平野区平野本町３丁目11番22号　スペリオ平野本町701号
債務者　増田　道広
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３３１号
大阪市大正区鶴町４丁目11番１―702号
債務者　濱野めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２００号
大阪市西淀川区柏里３丁目14番17号　ルーミハイツ塚本２Ｄ号室
債務者　山城　卓也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９２号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番38―102号
債務者　道木　姫美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４９号
大阪府枚方市大峰北町１丁目１番７号
債務者　戸髙サダ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５４号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番38―313号
債務者　南本　勝也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８０号
大阪府茨木市郡５丁目14番12号
債務者　**兼**島奈緒美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８９号
大阪府茨木市永代町10番14号
債務者　野村　頼子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０３号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目８番21号
債務者　浮気バスターズこと　安田　正行
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３９号
大阪府東大阪市菱屋西３丁目９番28号　万代百貨店寮605号
債務者　森田　明子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８２号
大阪市平野区平野西５丁目１番16―202号
債務者　竹内　滋章
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部